

平成23年5月20日から

平成17～21年度の間 日本脳炎の予防接種の機会を逃した方々の 接種時期が緩和されました。

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで、厚生労働省の方針で、日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした。その後、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっていきます。この間に、接種の機会を逃した方々への接種の機会の確保を進めています。

○ 平成7（1995）年6月1日～平成19（2007）年4月1日生まれの方に、20歳未満の間、定期予防接種（無料）ができるようになりました。

※これまで定期接種ができなかった、7歳半～9歳未満、13歳以上20歳未満でも接種できるようになりました。

※市からの接種のご案内・広報は、厚生労働省の方針に基づき、下記の通り、今年度から、年齢ごとに、順次行っていきます。

◆ 1期接種を一度も接種していない場合は、通常の実施方法に沿って接種を行います。

※ 1期初回接種は6～28日の間隔をおき2回、1期追加接種はその後おおむね1年の間隔をおいてください。

◆ 1期初回接種・1期追加接種が不十分な場合は、6日以上の間隔をおいて、残りの回数の接種を行います。

◆ 2期接種は、1期接種を終えた9歳以上の方に行います。

平成23年度に、市から接種のご案内・広報を行う対象者

平成23年度は、厚生労働省の方針に基づき、原則として以下の方に市から接種の案内を行います。

○通常の対象者

3歳になる頃：1期初回接種、1期追加接種

○9歳になる頃：1期接種の機会を逃した場合、1期接種の残りの回数

※1期接種の機会を逃したこれ以外の方（平成15～18年度生まれ）への1期接種は、ワクチンの供給量も踏まえつつ、次年度以降にご案内する予定ですが、希望がある場合は定期予防接種を行うことができます。

※2期接種の機会を逃した方（平成7年6月～平成12年度生まれ）へのご案内については未定です。希望がある場合は9歳以上であれば、定期予防接種を行うことができます。

ご不明の点がありましたら、市にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ「日本脳炎の予防接種についてのご案内」でもご案内しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou20/annai.html>